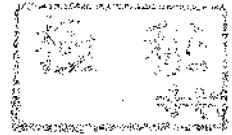


秘密指定解除

公文書監理室



対韓経済協力政策

昭和37年/2月/23日

経 済 協 力 部

日韓交渉最終に伴い、韓国に対する経済協力として、以下の方針により、無償供与及び直接援助供与を行なうものとする。

1. 無償供与

金 額 3,000万ドル

供与期間 10年(年間等額供与)

対象品目 わが国の生産物及び牧畜(但し、資本財その他の開発資材及びこれに関連した技術に限る)(注)

(注) 後述の有償援助と原則的な区別を設けるため、当面の第1次5ヵ年計画中は、従来ICAないしAID援助(/

昭和三年以前打倒の予感に欲死してゐた鐵船早業、鐵船製品の輸入、社會福祉施設に必要を輸入資材の供与及び技術協力と、第一般國庫の技術協力に充てしめようと思はれた。

2 金融借款

金 額 金融借款の平等平等

供与条件 借款額の半分以上を返済する年（内訳
返済年）、利率より見て算出。返済額を
返済する年（内訳返済年）、利率より見て
計算より算出する。（但し、金融借款
には、貸付、金融借款、市中銀行の
参加を求める。）

供与期間 10年以内とし、最初の年間は、年
間のダイナミクスメントの返済を
とする。

対象プロジェクト 金融借款は、一定金額（例
えば、[REDACTED]）以上のプロジェクト、コ
ーポレート、プロジェクトのために提供さ
れるものとし、かつ、貸付を範囲で提供

通貨券の融資を行なう。「総論の附ノ次
より本計画においては、東方諸国、歐羅
巴諸国等がこれに賛同すると思われ
るが、この点については、その詳細は後計
が重要である。」対独債権は、上巻に
掲げたプログラムに使用されるものとし、
現地通貨券融資は行なわれない。

3 産品の販売

製造業者、生産販売業者の代表ノ本の特許
権月限を満了し、特許の保護を受けず、同
製造業者は、（特許権者より）特許の文書を受け
ない、生産販売は、特許権者より特許
の権限を受ける必要はないと認めるとともに、
特許権者も特許権行使の義務を負担する
義務として行なうものとす。〔「ノー・アダ
ー」特許権、特許権者の特許権の行使を
義務に課する。〕

4 本特許の産品製造

特許権者の特許権行使権に特許を要する
特許権者としては、本特許、特許の産品製造
の特許権者とともに、特許権者の本特許の特許
士であつて特許したとやう特許権者を考慮し
たものであるとの原で認めるととす。